

STREAMWINGエントリーパックサービス契約規定

エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社

第1条 (本規約の適用)

NTTコミュニケーションズ株式会社（以下「当社」という）は、以下の規定によりSTREAMWINGエントリーパックサービス契約規定（以下「本規定」という）および基本仕様書（以下「基本仕様書」という）を定め、契約者に対してSTREAMWINGエントリーパックサービス（以下「本サービス」という）を提供します。

第2条 (本規定の変更)

当社は、本規定及び基本仕様書を変更することがあります。本規定が変更された後の本サービスに係る料金その他の条件は、変更後の規定によるものとします。
2 当社は、本規定を変更する時には、契約者に対して、変更の内容について通知します。変更の内容については、通知した時点をもって効力が生じるものとします。

第3条 (用語の定義)

この規定において、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
STREAMWINGエントリーパックサービス	当社が契約者から受け取った映像素材にエンコーディング作業をして、デジタルデータ化し、そのエンコード作業をしたコンテンツをストリーミングとして配信するためのサーバに蓄積し、契約者がオンデマンドで配信できるようにするサービスです。
コンテンツ	本サービスを利用して配信を行う映像、音声等のデジタルデータのことで、

第4条 (規定の範囲)

本規定は契約者と当社との間の本サービスに関する一切の關係に適用するものとします。
2 当社が本サービスの円滑な運用を図るため必要に応じて契約者に通知する本サービスの利用に関する諸規程は、本規定の一部を構成します。

第5条 (仕様)

基本仕様書については下記のウェブサイトにて公開することにします。
<http://www.streamwing.com/about/specifications.html>

第6条 (利用の申込み)

本サービスの利用の申込みは、本サービスの内容を特定するために必要な事項を記載した当社所定の利用契約申込書を提出して行うものとします。
2 契約者は、申込み後に、利用契約申込書に記載した内容に変更があった場合は、遅滞無く、当社に申し出るものとします。

第7条 (申込の承諾及び契約の成立)

当社は、本サービスの利用の申込みがあった場合は、これを承諾するものとし、当社より契約者にサービス開始通知書を郵送することで契約が成立するものとします。

第8条 (申込の拒絶)

当社は、前項の規定に係らず、次の各号に該当する場合には、本サービスの利用の申込を承諾しないことがあります。

- 1 本サービスの提供又は本サービスに係る設備又は装置の保守が技術上困難なとき
 - 2 本サービスの申込者が当該申込に係る本サービス契約上の債務の支払を怠るおそれがあるとき
 - 3 本サービスの利用契約申込書に事実と異なる記載をしたとき
 - 4 申込者が当社又は本サービスの信用を毀損する態様で本サービスを利用する恐れがあるとき
 - 5 第14条第1項の各号のいずれかに該当するとき
 - 6 個人および、日本国内に法人登記がされていない法人のとき
 - 7 第三者機関による信用調査の結果、著しく評価の低い法人のとき
- 2 当社は、前項の規定により、本サービスの利用の申込を拒絶したときは、申込者に対しその旨を通知します。

第9条 (権利義務の譲渡制限)

契約者は、この契約上の権利または義務の全部または一部を第三者に譲渡し、または承継させはならないものとします。

第10条 (利用料金等の支払い)

契約者は、当社に対し、基本仕様書に定めるところにより、本サービスの利用料金およびこれにかかる消費税相当額（以下、あわせて「利用料金等」という）を支払うこととします。
2 前項の支払いについて、当社は、毎月末日締切翌月15日までに利用料金等の支払請求書を発行し、契約者は、支払請求書に記載した請求日から45日（以下「契約者の支払約定期間」という）以内に支払請求書記載の方法により支払うものとします。
3 第1項の消費税相当額の算出にあたり、1円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てます。
4 第1項の支払いに必要な振込手数料その他の料金は、契約者の負担とします。

第11条 (支払遅滞利息)

当社は、契約者が利用料金等を契約者の責めに帰すべき事由により第9条第2項に定める契約者の支払約定期間内に支払わない場合には、契約者に対し、支払遅滞利息を請求することができます。
2 前項の支払遅滞利息の額は、契約者の支払約定期間満了の日の翌日から支払日の前日までの日数に応じ、遅滞日数1日につき年14.5%の利率で計算した金額とし、1円未満の端数は切り捨てます。
3 前項の支払いに必要な振込手数料、その他の料金は契約者の負担とします。

第12条 (本サービス内容の変更)

当社は、本サービスの内容、利用料金等サービス内容を変更することができるものとします。かかる変更をする場合には、当社は第21条に指定する方法に従い、緊急でやむを得ない場合を除き、当社の指定する変更効力発生日の30日前までに契約者へ通知することとします。但し、利用料金の増額変更については、以下の事由に基づき相当な範囲内で行うものとします。
1 物価の上昇・経済事情の変動等により、現行の利用料金が不相当になったとき
2 本サービスの内容又は機能が拡充もしくは追加されたとき
3 本サービスの技術上、運営上、その他の事情により、利用料金の増額についてやむを得ない合理的な理由があるとき

第13条 (自己責任の原則)

契約者は、本サービスの利用に伴い第三者に対して損害を発生させた場合、または第三者からクレームが通知された場合、自己の責任と料金をもって、これを処理解決するものとし、当社はいかなる責任も負わないものとします。契約者が本サービスの利用に伴い、第三者から損害を受けた場合または第三者に対しクレームを通知する場合においても同様とします。
2 契約者の本サービスの利用に伴い、当社が第三者から損害賠償の請求又はクレームを通知された場合、契約者が契約者の責任と費用をもってこれを処理解決するものとし、当社はいかなる責任も負わないものとします。

第14条 (禁止事項)

契約者は、本サービスの利用にあたって、次に掲げる内容を対象とするコンテンツを利用することはできないものとします。
1 当社または第三者の著作権、商標権その他の知的財産権を侵害する行為または侵害するおそれのあるもの
2 第三者の財産、プライバシーまたは肖像権を侵害する行為、または侵害するおそれのあるもの
3 第三者を差別もしくは誹謗中傷し、またはその名誉もしくは信用を毀損するもの

- 4 詐欺、業務妨害等犯罪行為、またはこれを勧誘もしくは扇動するもの
 - 5 わいせつ、児童ポルノまたは児童虐待にあたる画像、文書等を配信するもの
 - 6 無限連鎖講（ネズミ講）を開設し、又はこれを勧誘するもの
 - 7 本サービスの利用または運営に支障を与える行為または与えるおそれのあるもの
 - 8 法令もしくは公序良俗に違反し、または第三者に不当に不利益を与えるもの
 - 9 その他当社が不適当と判断し、その旨を契約者に通知したものであるもの
- 2 契約者が前項各号に違反することにより、第三者に対し損害を与えた場合、または第三者からクレームが通知された場合は、契約者の自己の責任と費用をもって処理解決するものとし、当社はいかなる責任も負わないものとします。

第15条 (本サービスの中断)

当社は、本サービスの全部または一部を中断するときには、その実施日の少なくとも5営業日前までに契約者に通知します。その場合、当社は一切の責任を負わないものとします。
2 前項にかかわらず、当社は、次の各号の何れかに該当する場合には、契約者に事前に通知することなく、本サービスの全部または一部を中断することができるものとします。これらによるサービスの中断・変更により契約者が損害を受けた場合、当社は一切の責任を負わないものとします。
1 本サービスの保守点検を緊急に行う合理的理由のある場合
2 天災地変等の非常事態の発生、または発生するおそれがある場合
3 回線不良等による通信障害、停電等、当社の責めに帰すべからざる事由により、本サービスの運営ができなくなった場合
4 当社が本サービスの運用の全部または一部を中止することが望ましいと判断する合理的理由が存在した場合

第16条 (本サービスの利用の停止)

当社は、契約者が次の各号の一に該当すると認めるときは、本サービスの全部または一部を停止することができます。
1 利用料金等の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき
2 第14条第1項の各号のいずれかに該当するとき
3 前各号のほか本規定に違反したとき
2 当社は、前項の規定により本サービスの利用を停止するときは、あらかじめ停止の理由を契約者に通知することとします。但し、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

第17条 (契約の解除)

当社は、前条の規定により利用の停止を行った後、相当の期間を定めて催告を行ったにも拘らず、契約者がその期間内に是正しないときは、契約を解除できるものとします。
2 前項の規定にかかわらず、当社は、契約者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、何らの通知、催告を要せず直ちにこの契約の全部または一部を解除することができるものとします。
1 自己振出の手形または小切手が不渡り処分を受ける等支払停止の状態となったとき
2 差押え、仮差押え、仮処分もしくは競売の申立てがあったときまたは租税滞納処分を受けたとき（ただし、その財産状況に重大な影響がない場合を除く）
3 破産、会社整理開始、会社更生手続き開始または民事再生手続き開始の申立てがあったとき
4 解散または営業の全部もしくは一部を第三者に譲渡しようとしたとき
5 財産状態が悪化し、またはそのおそれがあると認められる相当の理由があるとき
3 契約者は、延長契約期間内を含み契約期間内において契約の解除を行うことはできません。ただし、文書にて契約者が当社に契約解除を申し出た場合、当社受理日から30日後を契約解除日とし、残存契約期間（1ヶ月未満切上げ）相当の利用料金の35%を、契約者が当社に支払いを行なう事で解除可能とします。

第18条 (契約期間の単位及び更新)

契約期間は、最低3ヶ月とし、1ヶ月単位で指定を行い、最長1年間とします。
2 更新は、1ヶ月単位で行うことができます。更新を希望する契約者は、契約終了日の30日前までに当社所定の利用契約申込書により申込みするものとします。
3 契約者が本サービス申し込み時、1年間の利用期間を指定した場合、同一条件で1年間の延長契約を選択する事ができます。延長契約を選択したのちに、延長契約を取り消す場合は当初の契約期間終了日の30日前までに文書にて当社に申し出るものとします。申し出が無い場合は契約を延長するものとし、その延長契約終了時この例によるものとします。
4 契約者が、前項の規定により本サービスの契約の更新を行う場合には、基本仕様書に従うものとします。

第19条 (本サービス終了時の処理)

契約が期間満了又は解除により終了した場合、契約者は本サービスを一切使用できないものとします。
2 契約が終了した場合、本サービスに登録されているコンテンツは全て当社が削除できるものとします。

第20条 (損害賠償)

当社は、当社の責めに帰すべき理由により、当社が知った時から起算して連続して24時間以上、本サービスが全く利用できない事象が発生した場合は、損害賠償の責を負うものとします。
2 前項の場合において、全く利用できない状態を当社が知った時から起算して、連続した時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について24時間毎に日数を計算し、その日数に対応する基本仕様書にて定められている当該利用サービスの月額配信料金（月額配信料金を本サービスが全く利用できない事象が発生した月の日数で除した金額を一日あたりの金額とします。）を発生した損害とみなし、賠償金額とします。
3 契約者が、不正に本サービスを利用したことにより当社に損害を与えた場合、契約者は当社に対する損害賠償の責を負うものとします。

第21条 (通知)

本規定及び基本仕様書に基づき、当社が行う通知は契約者が予め利用契約申込書で指定した電子メールアドレス宛に、電子メールを送信して行います。
2 最新の契約規定、オプションサービス、基本仕様書、利用料金などについては下記のウェブサイトにて公開することにします。
<http://www.streamwing.com/about/specifications.html>

第22条 (当社が行う業務委託)

当社は、本サービスの全部または一部について、当社の責任において第三者に委託することができます。

第23条 (秘密の保持)

当社は、本サービスの提供により知り得た契約者の機密について、次の各号に該当する場合は一切の責任を負うことなく第三者に開示または提供できるものとします。
1 契約者の同意が得られた場合
2 法令または権限ある官公庁により開示が求められた場合
3 公知の情報
4 本サービスにより知り得た情報に依存せず独自に開発発見した情報
5 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に入手した情報

第24条 (合意管轄裁判所)

この契約に係る訴訟については、東京地方裁判所をもって専属的合意管轄裁判所とします。

第25条 (準拠法)

この契約に関する準拠法は、日本法とします。

第26条 (分離性)

本規定の条項の一部が、法令上無効であるとされた場合であっても、かかる無効とされた条項以外の本規定の各条項は引き続き有効なものと、当社および契約者に適用されるものとします。